

## 組合の解散に関する説明



### 総会の決議による組合解散の届出

組合が解散する事由については、総会の決議、組合の合併、組合の破産、認可行政庁からの解散命令等があり、ここでは、総会の決議による解散に係る認可行政庁への届出について説明しておきます。

なお、総代会においては、解散の決議をすることはできません。

総会において、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数によって組合の解散が決議されたときは、解散の日から2週間以内に施行規則による届出の様式に、解散を決議した総会の議事録、総会において2名以上の清算人を選出した場合は代表清算人を選任した清算人会議事録、組合事務所の所在地を所管する法務局へ（代表）清算人の登記申請をした後の登記簿謄本・抄本（原本）を添付して認可行政庁へ提出しなければなりません。

### 【添付書類】

- ① 総会議事録
- ② （清算人会議事録）
- ③ （代表）清算人の登記申請をした後の謄本・抄本（原本）

なお、総会の決議による組合解散の手続きにつきましては、上記以外に行わなければならない事項がありますので、事前に本会又は認可行政庁に相談されることをおすすめします。